

令和元年皆野町農業委員会第7回定例総会議事録

1. 開催期日 令和元年7月24日(水)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	吉岡徳夫	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	欠席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

3件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長  
あいさつ

皆さんこんにちは。午前中から研修、そしてこれから会議となりますがよろしく願いいたします。

暑い中、熱い昼食をいただいて皆さん汗もかいたと思います。これからは会議室で涼しい中で行いますが、慎重審議いただきまして、スムーズに議事が進めばと思います。よろしく願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和元年皆野町農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、日野沢区域担当、高橋清勝委員。1名でございます。

次に議事録署名人に、

9番、四方田順造委員

10番、門平眞一委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

9番、四方田順造委員

10番、門平眞一委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当 田島委員	<p>先日、17日に吉岡委員、事務局と現地確認に行ってきたので説明いたします。</p> <p>案内図をご覧ください。〇〇〇の前の道を〇〇〇側に進むと信号機がありますが、そこから〇〇〇側に250mくらい行った左側の道路沿いに申請地がございます。</p> <p>こちらは父親が昭和46年に建て、相続して31年経っておりますが、今回正すために申請とのことで問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	<p>農業委員として、地区担当の14番、吉岡徳夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。</p>
14番 吉岡委員 浅見会長	<p>田島委員の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。</p> <p>これより本件に対する質疑を行います。</p>
出席委員	<p>(なしの声あり)</p>
浅見会長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	<p>(委員の挙手)</p>
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請について3件を議題といたします。</p> <p>番号1について審議いたします。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読)</p>
浅見会長	<p>農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p>
皆野区域担当	<p>同日、17日に黒澤委員、事務局と現地確認に行ってきたので</p>

田島委員	<p>説明いたします。</p> <p>案内図をご覧ください。〇〇〇前の道を〇〇〇に向かって200m進んで行きますと、右側に〇〇〇〇の実家の〇〇〇と〇〇〇がありますが、その対面の道を10m位進んだところに申請地があります。</p> <p>周囲は住宅に囲まれています。現況写真を見てもらおうと南側に〇〇〇〇の果樹園がありますが、南側ですので日差しも問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	<p>農業委員として、地区担当の4番、黒澤一雄委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。</p>
4番 黒澤委員	<p>田島区域担当委員と現地を見て参りました。特に周囲の方から不満も出ていない様ですので補足することはございません。</p>
浅見会長	<p>これより本件に対する質疑を行います。</p>
出席委員	<p>(なしの声あり)</p>
浅見会長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	<p>(委員の挙手)</p>
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。</p> <p>番号2について審議いたします。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読)</p>
浅見会長	<p>農地利用最適化推進委員、日野沢区域担当の、高橋清勝委員が欠席のため、農業委員の地区担当の12番、高橋健一委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p>
12番 高橋委員	<p>番号2の申請地について説明させていただきます。</p> <p>18日に推進委員の高橋委員、事務局と3名で現地を見て参りまし</p>

た。案内図をご覧ください。申請地ですが、〇〇〇から〇〇〇を1 km進んだ先に〇〇〇がございますが、そこから800 m程進んで行った先にこの申請地がございます。〇〇〇から200 m程右に入った場所にあります。この申請地は長く作付けはされていみせんでしたが、草刈り等の保全管理はされておりました。現在はイノシシぬた場になってしまつております。申請地の周りには民家も4軒ほど居りますが、ご承知いただいているとのことですので問題ないと思ひます。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。  
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よつて、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。  
番号3について審議いたします。  
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当  
田島委員

17日に吉岡委員と事務局と現地確認に行つてきましたので説明いたします。  
案内図をご覧ください。〇〇〇前の道を〇〇〇方面に進んで行くと〇〇〇の信号機がありますが、そこを山の方に少し進んだ先に申請地があります。配置図をご覧くださいますと、駐車場と資材置場としての使用ですが、近隣も住宅に囲まれているので問題ないと思ひます。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長	農業委員として、地区担当の14番、吉岡徳夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
14番 吉岡委員	田島委員の説明のとおりです。既に車が止められるような状態となっておりましたので補足いたします。
浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。
1番 横田委員	公図と案内図は分かれています、配置図を見ると隣との一体利用に見えるのですが、申請はどのようになっていますか。
事務局	この申請地が昨年分筆されていまして、配置図は分筆以前のものを使用して作られているため一体の様に見えてしまっているのだと思います。
1番 横田委員 事務局	それでは、断面図Bの方だけですか。 そうです。
1番 横田委員 事務局	じゃあ、断面Aの方はまた違う地番がついているということですか。 そのとおりです。
1番 横田委員	それと現況写真が雑種地のように見えるのですが、どのようになっていますか。
事務局	私の記憶している話になってしまいますが、こちらは以前から資材が置かれていたようです。断面図Aの土地も建設会社の残土とか石のようなものが置かれていたのですが、最近全て撤去されていました。現状は何も置いてないような状態です。雑種地に近い状況ではございますが、地目どおり畑と見なすか、それとも追認申請にすべきかどうかは、秩父農林振興センターと相談もさせていただいておりまして現時点ではこのような形での申請となっております。 今後、さらに協議した上で必要に応じて書類の補正等を行う予定です。
浅見会長	それでは、今後秩父農林振興センターの担当とよく調整をして書類の補正等を行ってください。

1 番  
横田委員  
浅見会長

その運びでよろしいでしょうか。

わかりました。

それでは他に質疑はございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。  
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。  
以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。